

山形広域環境事務組合特別職の職員の旅費
並びに費用弁償に関する条例

〔 昭和 4 3 年 7 月
共衛条例第 7 号 〕

改 正 平成 4 年 1 月共衛条例第 1 号 平成 7 年 2 月山広環条例第 8 号
 平成 1 9 年 3 月山広環条例第 1 号

山形広域環境事務組合特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する事項については、山形市特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年山形市条例第 5 7 号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と読み替えるものとする。

（平 4 条例 1、平 7 条例 8、平 1 9 条例 1 ・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 4 年 1 月改正）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 2 月改正）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 9 年 3 月改正）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。